

鎌倉市農業委員会 令和 5 年度 第 5 回総会 次第	
日 時	令和 5 年（2023 年）8 月 25 日（金）16 時開会
場 所	鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 飯田正実、 4 番 小泉紀久夫、5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 12 名
事務局出席者	太田事務局長、飯田事務局長補佐・神保主事・古川事務職員
欠席委員	7 番 和田委員
議長（平井会長）	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局（太田局長）	議長。7 番 和田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長（平井会長）	次に、本日の 議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、3 番 飯田正実委員、4 番 小泉委員にお願いします。 次回の現況証明委員についても、3 番 飯田正実委員、4 番 小泉委員にお願いします。
議長（平井会長）	次に、日程 第 1、報告 第 10 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局（飯田補佐）	議長。日程第 1、報告第 10 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の届出について、7 月 3 日から 8 月 10 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1～3 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの <u>整理番号 1</u> の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 5 年 7 月 19 日に専用住宅へ転用のため、令和 5 年 7 月 18 日に専決処分いたしました。 続きまして 1 ページの番号 2 と、3 ページの <u>整理番号 2</u> の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

	本件は、令和5年8月1日に専用住宅へ転用のため、令和5年7月25日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第2、報告 第11号、農地法 第5条 第1項 第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第2、報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、7月3日から8月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の4～5ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 4ページの番号1と、5ページの<u>整理番号1</u>の案内図をご覧ください。 5ページの案内図の下部の「専決処分日」ですが、資料送付時点では専決処分前のため空欄としておりましたが、令和5年8月22日に専決処分しましたので、日付の記入をお手数ですがお願いいたします。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年8月31日に専用住宅へ転用のため、令和5年8月22日に専決処分いたしました。 以上1件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第3、報告 第12号、農地法 第18条 第6項の規定による合意解約通知について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第3、報告第12号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご報告します。 資料につきましては、資料6ページ及び7ページをご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

	それでは、報告に移ります。 農地法第18条第1項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。本件は、この例外規定、同条同項第2号「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に当てはまるため、賃借権の解除がなされたものです。 また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。 なお、当該土地については、集積及び配分計画にて利用権設定を行っていたものの、一括方式で締結するために集積計画の合意解約を行い、改めて一括方式で契約を締結するものです。利用権の新規設定については、総会の議案としてこの後の議案第16号でお諮りすることとなっています。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第4、議案 第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第4、議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料8ページの議案書、9ページの議案第15号参考資料①及び10ページの参考資料②をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から■■■■氏に農地を貸し出すものです。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。 農業会議から■■■■氏への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、6筆を合わせて年間96,100円となっています。■■■■

	■■■■氏の農作業従事見込み日数は年 300 日、2 名で営農することです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の関根委員から補足説明をお願いします。
1 番 (関根委員)	議長。1 番。8 月 16 日 (水) 午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の石原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、6 筆にはサツマイモ、里芋、カボチャ、キャベツ、つるむらさき、空心菜、パプリカ、モロヘイヤ、しその作付けが行われており、耕作状況は特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第15号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第15号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 5、議案 第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について (一括方式)、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 5、議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 11 ページの議案書、12 ページの議案第 16 号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から■■■■氏に農地を貸し出すものです。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地で、斜線部分については現在、■■■■氏が耕作している土地です。 農業会議から■■■■氏への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当

	り 24 円で、年間 22,000 円となっています。■■■■氏の農作業従事見込み日数は年 300 日、1 名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
2 番(石原委員)	議長。2 番。8 月 16 日(水)午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の関根委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、ナス、ピーマン、スイカの作付けが行われており、耕作状況は特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 16 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 16 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 6、議案 第 17 号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第 6、議案第 17 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正についてご説明します。 市町村は、農業経営基盤強化促進法第 6 条の規定に基づき、基本構想を定めることができるものとされており、鎌倉市においても策定しています。基本構想は、同条第 3 項の規定に基づき、県が定める基本方針に則したものでなければなりません。令和 5 年 4 月 1 日付けで基盤強化法が改正されたことに伴い、県の基本方針が改訂されたため、あわせて市町村も基本構想を改訂するものです。 市町村は、基本構想を定めようとするときは、基盤強化法施行規則第 2 条の規定に基づき、農業委員会の意見を聴かなければならないものとされています。今般、基本構想の改訂にあたり、市長から変更案に係る意見を求められているものです。 お手元にお配りした、13 ページのホチキス止め資料 1 「基本構想案」をご覧ください。こちらは、7 月総会にて一度皆様にお配りし、お目通しいただきました改訂案に、神奈川県からの意見を反映させ、改めて改訂案としてまとめたものとなります。 次に、14 ページのホチキス止め資料 2 「新旧対照表」をご覧ください

ださい。こちらは、平成 26 年度の基本構想と資料 1 としてお配りしている改訂案とを比較し、その改訂前後の内容を表にまとめたものです。下線部分が訂正を加えた箇所となります。

主な改訂内容について、資料 2「新旧対照表」に基づき、ご説明します。

資料 2「新旧対照表」の 1 ページ「2 具体的方策」の最下部をご覧ください。

鎌倉市では、将来の農業経営の目指すべき目標として、1 個別経営体当たりの年間農業所得を 550～750 万円としています。このたび、改訂前の 450～550 万円を 550～750 万円に引き上げた形です。近年、鎌倉やさいブランド効果による野菜単価の値上がりを背景として、市内の 1 個別経営体当たりの平均年間農業所得が上がっている旨を、さがみ農業協同組合に確認した数値です。

つづいて、2 ページの「第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営を営む者の指標」をご覧ください。

こちらは、先ほどの年間農業所得の目標を可能とするための農業経営を営む者の指標として、市内の優良経営体の事例を踏まえて、主要な営農類型を示したものです。

7 ページをご覧ください。このたび、市の実情にあわせて、新たに中心経営体となる農業者の営農類型である樹園地を追加しました。

つづいて、11 ページの「第 4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項」

をご覧ください。こちらは、基盤強化法の改正に伴い、新設した項目です。

つづいて、同ページの「第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」をご覧ください。1 の（1）「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」について、改訂前の 40%を 55%に引き上げました。これは、農業振興地域内農用地の面積に対する令和 5 年（2023 年）現在の中心経営体が耕作する農地面積の利用集積率を基に、算出しています。現在の利用集積率が 55%であるため、10 年後の利用集積率について、現状維持を目標とし、55%としています。

つづいて、19 ページの 3「協議の場の設置の方法」及び 4「地域計画の策定」をご覧ください。こちらは、基盤強化法の改正に伴い、新設した項目です。

つづいて、20 ページの 5「農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項」をご覧ください。こちらは、平成 12 年度の基本構想

	の改訂時に、さがみ農業協同組の意見を受け、当時の実情に合わせて項目を削除していたところですが、このたび、同組合に確認したところ、県内と比べて相談数は少ないものの、あっせん事業自体は存続していることを確認したため、再度記載することとしています。 つづいて、21 ページの旧「第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項」について、当該事業は、令和2年（2020年）4月1日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律が一部改正され、中間管理事業等へ統合されたため、項目を削除しています。 その他、法改正に基づく文言の整理、基本方針に則した表記への修正、加筆を行っています。 主な改訂内容は以上です。 つづいて、このたび、修正は行っていない箇所となりますが、市として、みなさまの意見を伺いたい箇所について、ご説明いたします。 8 ページの「第3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項」をご覧ください。 ここでは、新らに農業経営を営もうとする青年等が、農業経営を開始してから5年後に目指すべき年間農業所得を200万円と示しております。 また、9 ページの2「営農類型の指標」では、目標である200万円の年間農業所得を達成するための指標となる営農類型を示しています。 この営農類型の内容について、年間農業所得200万円を達成するのに十分な指標となっているか否かについて、みなさまの意見を伺いたいと思っていますがいかがでしょうか。
	(意見なし)
事務局(飯田補佐)	ありがとうございました。本日、農業委員会から市への意見書に係る事務手続きについては、事務局の方で行っていきます。意見書の内容については、会長一任とさせていただきますがいかがでしょうか。 以上をもちまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、説明を終わります。最後に、今後のスケジュールについてですが、皆様からのご意見と、JAからの意見とを、この改訂案に反映させた上で、基盤強化法第6条第5項の規定に基づき、県と協議を行います。県からの同意を得た後、公告し、運用開始となります。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。

	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第17号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第17号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第7、その他、諸般の報告について、5件、着席して、報告いたします。 諸般の報告1、農地法第30条による利用状況調査の実施について、報告いたします。 利用状況調査とは、平成21年の農地法改正により農業委員会に調査が義務付けられたもので、調査方法は農地を1筆ごと、目視で現地を確認するもので、調査結果を取りまとめた後、県へ報告するものです。 この調査は、例年お願いしているもので、委員の皆様には例年同様、市内の農地について、原則2名での調査をお願いします。 農業委員会サポートシステムの導入に伴い、今年度よりタブレットを使用した調査が可能になりましたが、サポートシステムへの農地台帳の紐付け率は80%となっており、課税分筆している筆などの影響で残りの20%は紐付けが現状できていません。また、今年度委員改選があり、タブレットの操作研修会に出られていない委員もいらっしゃると思いますので、今年度は農地の場所を探す目的でタブレットを使用していただければと思います。タブレットの貸与を希望される委員は、事務局に7台しかなく、数に限りがありますが本總會終了後に事務局までお申し出ください。 なお、令和5年度の調査は原則として昨年と同様の方法により行っていますが、若干の留意点もございますので、調査マニュアルに沿ってご説明いたします。 お配りしております、農地利用状況調査ファイルをお開き頂き、2ページ目の「R5 農地法第30条 農地利用状況調査 現地調査マニュアル」をご覧ください。 【配布資料】は、マニュアル記載のとおりです。6のホワイトボードについては、後ほど説明いたします。 【調査期間】は、令和5年8月28日(月)から、10月26日(木)です。 10月27日(金)の総会で調査票の提出をお願いします。 次に、【調査員】は、4ページ目の「農地担当表」のとおりです。原則担当表のとおり、現地調査は2名で行っていただきます。やむを得ない場合には、担当1名による調査も可能ですが、ホワイトボ

ードを使用しての写真撮影や、安全面及び調査の正確性を確保するため極力2名で行ってください。

次に、【調査方法】についてです。5ページ目の記載例と合わせてご覧ください。

1ですが、実際に調査対象地に行き、地図等を基に、目視で農地を確認いただきます。

2ですが、表紙裏面の「調査票記載フロー」や国が示す「参考写真」に基づき、記載例を参考に、調査結果を調査票に記載します。

「○ ×」欄に、マニュアルの通り、「○」か「×」のいずれかを記載してください。

なお、※印ですが、後で事務局の方で調査結果を取りまとめる関係上、調査結果の記載は「×」だけでなく、「○」についても必ず記載してください。昨年、「×」だけしか記入のない調査票がありましたが、「○」の記載がないと、事務局が取りまとめの段階で調査が完了しているのかどうかの確認取れなくなってしまうので、「○」についても必ず記載していただきますよう、ご協力をお願いします。

次に3ですが、調査方法2の工程で、「×」とした場合は、6ページ目の調査票記載フローを参考に区分欄へ「①・②・⑤」のいずれかを記載してください。

その上で、遊休農地となっている要因、立地状況について、所定の欄に該当の番号を選択して、記載してください。要因が複数ある場合には「要因2」へ記載し、要因を⑦その他の理由とした場合には、「要因⑦の場合」欄へ理由を自由記載してください。

また、現況及び備考欄には、記載例のとおり、現場の状況を必要に応じて記載してください。

なお、記載例の右側にあるように今回から昨年度に行った調査の現況及び備考欄を入れてありますので、参考にいただければと思います。

4ですが、すべての調査が終了したら、調査結果を10月27日（金）の総会にて事務局へ提出してください。

最後に【その他】ですが、1については、調査の結果「×」と判定した農地は、今回皆様にお渡しするホワイトボードに調査日と該当地番を記載の上、デジタルカメラ又はスマートフォンで農地とその地番などが分かるように撮影し、写真データを農業委員会事務局宛てにメール送付してください。メールアドレスはマニュアルに記載のとおりです。昨年度は、「×」の農地を事務局で後日確認に行っていましたが、その影響で調査結果の取りまとめが大幅に遅れる結果となってしまったため、大変お手数をお掛けしますが、ご協力お願いいたします。

2は、例年通り、調査に当たっては、農業委員手帳及び農地等立入調査証を必ず携帯し、必要に応じ、農地所有者等に掲示してくだ

さい。

3について、特に市街地の農地については、農地所有者の敷地内を通らなければならない場合もあるので、必要に応じ、農地の調査である旨を伝え、農地所有者の了解を得てから調査してください。

以上、調査を行っていく中で、ご不明な点があれば、事務局までお問合せいただければと思います。

本総会終了後、必要に応じて各地区の担当委員の方ごとに調査について日程等の協議をしていただきますようお願いいたします。

また、関谷地域の農業委員の皆様は、今まで関谷地域全てのリストを配布させていただいておりましたが、今回は担当者ごとのリストを配布させていただきました。リストに載っている農地が調査対象になりますので、ご注意ください。担当する場所の地図を確認の上、調査を行っていただきますが、タブレットを使用して現地の場所を確認する場合はタブレットをお貸ししますので、本総会終了後に事務局までお申し出ください。

以上で、利用状況調査の説明を終わります。

次に諸般の報告2、横浜湘南道路トンネル工事説明会の開催について、報告いたします。

当日配付資料「横浜湘南道路トンネル工事説明会の開催について（お知らせ）」を御覧ください。

令和5年9月9日（土）に関谷城廻公会堂において、説明会を実施する旨のお知らせが横浜国道事務所よりありましたので、皆様へ周知させていただきます。

次に諸般の報告3、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。

8月17日（木）に関谷の圃場にて除草剤散布、草刈り等の実践活動を行いました。作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。

今回は9月13日（水）に、第6回目の実践活動を行う予定で、ジャガイモの作付けなど（肥料まき）を行う予定です。

天候次第ではありますが、前日の12日（火）に耕うんを石原委員にお願いしています。

石原委員、お忙しいところ恐縮ですがよろしくお願いします。

9月13日（水）は石原委員を除くCグループの皆様、落合委員、飯田正実委員、市川委員、二之宮委員は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。また、作付けするジャガイモの種イモをお願いしている和田委員、マルチ引きをお願いしている小泉委員にも参加をお願いしています。

和田委員、小泉委員、お忙しいところ恐縮ですがよろしくお願いします。

関谷の圃場に午前9時30分現地集合で、11時30分頃までの2時間の作業としたいと思います。

	当日が雨天の場合は、20日（水）に延期とします。 次に、諸般の報告4、農地パトロールについて、ご報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、次回の農地パトロールを9月に、農業委員3名、農業委員会事務局3名、市の開発審査課職員2名、同じく都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計9名で実施予定です。 対象の委員は、1番 関根委員、2番 石原委員、3番 飯田正実委員にお願いします。 日程は、9月4日（月）14時からを予定しております。なお、実施の通知につきましては、本日対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。 ご協力よろしくお願いいたします。 最後に、諸般の報告5、9月総会の日程について、報告いたします。 次回は、9月26日（火）午後3時30分からで、会場は鎌倉市役所 講堂になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和5年度 第5回 総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 3番	飯田 正実
議事録署名委員 4番	小島 紀人